

# 介護リスクマネジメント・ニュース

－介護現場のためのお役立ち情報－

## 認知症利用者の人格を貶める行為は虐待ではない？

－人格尊重義務違反でも罰則は重い－

### ■ 利用者に禿げ頭の被り物を載せて写真に撮った

ある特別養護老人ホームのイベントで、若手職員が企画を立て利用者に仮装をしてもらうことになりました。若手職員たちは仮装用具を借りてきて、利用者に身につけてもらい、誰が一番ウケるか順位を付けることにしました。デイサービスのレクリエーターも飛び入り参加して場を盛り上げました。盛り上がったはずみで職員Aが、隣でキョトンとしていた認知症の男性利用者の頭に禿げ頭の被り物を載せました。男性利用者は嫌がってすぐに被り物を取ってしまいましたが、職員は執拗にこれを頭に載せ「早く早く！写真撮って！」と言い、他の職員が写真を撮りました。これを見ていた他の利用者の家族が、「認知症の利用者を冒瀆している」と腹を立て、市に「認知症の利用者を虐待している」と通報しました。市は「認知症の利用者の人格を貶める行為は虐待である」として、虐待と認定しました。施設では虐待行為を行った職員を「減給」の懲戒処分としましたが、職員は「虐待ではないので懲戒処分は不当である」として労働基準監督署に相談に行きました。

## 介護職員は利用者の人格を尊重しなければならない

### ■ Aの行為はどのような規律に違反するのか？

本事例では、市から虐待認定を受けましたが、Aの行為は虐待に該当するのでしょうか？高齢者虐待防止法の虐待行為の定義には該当せず、Aの行為は虐待には該当するとは言えないと言えます。市は独自の基準・判断で虐待認定をしたようですが、本来は法律の定義に従わなければならないでしょう。では、Aの主張通り懲戒処分は不当なのでしょうか？

Aの行為は虐待ではなく介護保険法上の人格尊重義務違反に該当します。介護保険法には「介護保険指定施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない」とあります。人格尊重義務違反の典型は高齢者虐待・身体拘束ですが、要介護者をバカにするなどの行為も含まれます。



### ■ Aの行為は不法行為でもある

また、本人の了解なく容姿を撮影することは、肖像権の侵害となる場合もあり、不法行為となります。嫌がる高齢者に被り物を被せることは、刑法の侮辱罪に該当するかもしれません。実は、職員Aが軽い悪乗りで行った利用者に対する侮辱行為は、介護保険法の規定以外の多くの規定に違反することになり、職員Aの行為が虐待でなくても懲戒処分は妥当といえるでしょう。

### ■ 人格尊重義務違反の罰則は重い

身体拘束や高齢者虐待はそれぞれに個別の禁止規定がありますが、人格尊重義務違反はもっと範囲が広く「要介護者等の人格を尊重しなかった場合、要介護者等のため忠実に職務を遂行する義務に違反した場合」に違反行為として行政処分の対象となります。つまり、高齢者虐待防止法の虐待の定義に当てはまらなくても、要介護者の人格を貶めるような言動は処分の対象となり得るのです。人格尊重義務違反の行政処分は最悪指定取り消しですからとても重いのです。

### ■ 増え続ける「悪ノリ・悪ふざけ行為」による虐待認定

本事例のような軽い悪乗りによる人格を損なう行為の増加に伴い、市町村では虐待行為と認定することが多いので注意が必要です。虐待に該当しない行為でも人格尊重義務違反に該当すれば、虐待と同様に思い行政処分が下される可能性があり、管理者は「介護職員だけの特別の義務」として、周知徹底を図る必要があるでしょう。

#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 森田・山口  
TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店